

**平成 18 年度 大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会
第 1 回利用対策部会
議事録**

◆日 時 平成 18 年 7 月 26 日 (水) 13:30 ~ 15:30

◆場 所 上北山村振興センター (上北山村役場内)

◆出席者

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授 (利用対策部会長)
西田 正憲	奈良県立大学 教授
横村 久子	京都女子大学 教授 (ご欠席)
日比 伸子	樺原市昆虫館 学芸員
村上 興正	元京都大学 講師 (森林生態系部会長)

<関係行政機関>

国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局	(ご欠席)
林野庁近畿中国森林管理局 三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県企画部観光交流局観光課	辻岡 好文 主査
奈良県農林部森林保全課	阪口 博章 係長
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村地域振興課	中崎 和徳 課長
川上村産業振興課	(ご欠席)
大台町宮川総合支所産業室	寺添 幸男 室長
上北山村商工会	(ご欠席)
近畿日本鉄道(株)運輸部営業課	本間 康之 課長 速水 悅美
奈良交通(株)吉野営業所	松尾 茂 所長 玉木 秀嗣 助役
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
吉野熊野観光開発(株)	仲川 勝敏 専務取締役

(以上敬称略)

<事務局>

環境省	
近畿地方環境事務所	出江 俊夫 所長 小沢 晴司 統括自然保護企画官 柴田 泰邦 国立公園・保全整備課長 小林 浩二 国立公園・保全整備課長補佐 羽井佐 幸広 自然保護官
吉野自然保護官事務所	
(株)スペースビジョン研究所	宮前 洋一 代表取締役

◆議事

- (1) 平成18年度「新しい利用のあり方推進」実施計画（案）について
- (2) その他

◆議事録（会議は公開で行われた）

■挨拶（環境省近畿地方環境事務所長）

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また午前中の会議に引き続いだ、という方もたくさんいらっしゃいますけれども、引き続きご議論いただければと思います。本日の会議は、評価委員会の利用対策部会の、今年度の第一回目ということでございまして、本年度に計画しております事業につきまして、アウトラインをご説明させていただきたいと思います。基本的には、この3月に開催しました平成17年度最後の部会、評価委員会で報告させていただいた計画に基づき、若干具体的の形での記述を加えておりますので、ご議論、ご助言いただければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

■資料確認

（省略）

■議事

長嶋座長：

午前中の協議会から引き続きという方も多いと思いますが、引き続きよろしくお願ひいたします。昨年から大台ヶ原自然再生推進計画に基づいた事業、調査を進めて来ているわけですが、本日の会議では、今年度の利用対策の実施計画について資料を提示していただきました。皆さんには、推進計画に基づいた内容を今後着実にしていくための貴重なご意見をいただきたいと思います。委員の方々には具体的で前向きな発言を期待しています。また、関係機関の方々につきましても忌憚の無いご意見をお願いいたします。それでは事務局より資料の説明をお願いします。

（資料に基づき、平成18年度「新しい利用のあり方推進」実施計画（案）について事務局より説明）

長嶋座長：

マイカー規制、利用調整地区、総合的利用メニューの3本柱ということですが、マイカー規制については、社会実験をいよいよ実施しようということですので、色々難しい点もあると思います。マイカー規制につきましては、吉野の方で、桜の季節のマイカー規制を実施しておられるということですので、奈良交通さんの方から、この実施状況についてお話をいただけますでしょうか。

奈良交通・松尾：

吉野山で実施していますパーク＆シャトルバスライドについてご説明いたします。平成6年のことですが、桜のシーズンの交通渋滞がひどく、国道169号が停滞してしまって、吉野山に到達できない、引き返すこともできないというような問題がありまして、シャトルバスを運行してはどうかという話が出ました。それならば、一度やってみようということで、吉野町、吉野山の地元、奈良交通が協議して、実験的に実施しました。その時は、吉野町の連合会の木材市場と、北村土木さんの土場をお借りして、2ヶ所の駐車場でスタートしました。しかし、2ヶ所では、ロスも

あり、お客様からも分かりにくいという問題もありまして、翌年からは、1ヶ所で実施するようになりました。

平成6年の最初の実験が、非常に効果があつて、交通渋滞が解消されたということで、今までずっと続いてきています。特に今年から2年間は、国土交通省の社会実験ということで、駐車場を2ヶ所に増やして、バスも10台から15台に増やして実施しました。平成6年からずっとやっていっているのですが、非常に赤字だったわけです。赤字については、吉野町と吉野山で折半していましたが、このままでは長続きしないということで、今年から、協力金を1,000円から1,500円に値上げしました。また、観光バスの駐車料金も大幅に値上げして、乗客一人当たり300円の協力金をいただこうという発想で、思い切って15,000円としました。収支については、今のところ聞いていませんが、おそらく黒字になっていると思います。

今年は4月の土日に4回実施したのですが、駐車場に停められた数は、平均1,000～1,500台で、バスで平均4,000～5,000名を運んでいます。交通渋滞もなく、スムーズで、お客様にも、近隣住民の方にも喜んでもらえました。

シャトルバスを成功させるためには、目的地から駐車場が近いことが大切です。吉野山の場合には、片道30分程度で、ピストン輸送ができます。お客様に長い間待ってもらう訳にはいきませんので、スムーズな乗り換えが必要ですが、目的地が遠いとバスがたくさん必要になって、ロスが大きくなります。駐車場が近くないと、成功しないのではないかと思います。

また、地元と警察の協力がないと、実施できないと思います。吉野山では、地元と警察の協力で、非常に強い交通規制を敷いて、マイカーの誘導を行っています。吉野山には民間の駐車場がたくさんありますので、全ての車を誘導するという訳にはいきません。民間の駐車場が満車になった頃を見計らって、マイカーを誘導するようにしています。そういう地元の利害関係を考慮することも大切です。

お客様に喜んでもらうためには、やはりスムーズにマイカーを停めて、バスに乗り換えて、大台ヶ原に行けるということが一番重要です。シャトルバスを運行するのであれば、お客様に喜んでもらえるように、みんなで知恵をしぼっていかなければならないと思います。

長嶋座長：

国土交通省からの助成金があるということで、国土交通省に対する報告の義務などはあるのでしょうか。

松尾：

奈良交通からの報告の義務は無いのですが、国交省からコンサルタント会社に依頼をしていますので、その会社の方から国交省に報告する義務があると思います。

長嶋：

そういう報告書は、私たちにも見せてもらえるでしょうか？

松尾：

吉野町の経済観光課に問い合わせていただいたら、そこが資料を持っていると思います。私どもも持っておりますが、吉野町が主体ですので、直接、吉野町に申し込んでいただいた方がよいと思います。

長嶋座長：

それでは、環境省を通じて、報告書を見せてもらえるようにしたいと思います。

環境省：

吉野の交通対策協議会のメンバーに環境省も入っていますので、報告書はあると思います。

長嶋座長：

吉野町のマイカー規制では、人員の配置は、どのようにになっているのでしょうか。

松尾：

人員の配置については、発着場の案内については、うちから人員を出していますし、料金の徴収については吉野町の方でアルバイトを雇っています。

長嶋座長：

今、出されている社会実験の案ですが、率直に言って、社会実験というには、インパクトの無い内容ではないかと思います。パーク＆ライドを本格実施するには、条件が整っていないということだと思います。これをどうやってうまく成果をあげて、次につないでいくかということについて、皆さんからご意見をいただきたいと思います。今のところ駐車場として利用できるのが、上北山村の中学校の敷地だけということでしょうか。

環境省：

上北山村さんと川上村さんの方で、今までの駐車場の候補地をもとにして、駐車場の台数を確保するように努力してきたのですが、やはり必要な台数を確保するのが難しいということで、交通を止めて実施するというのは危険ではないかと考えております。A案、B案を上げておりますが、今のところA案の可能性が高いのですが、今後の調整で必要な台数が確保できて、色々な条件が整うのであれば、B案で、交通規制をかけて実施する可能性もあると考えております。

長嶋座長：

もう7月ですから、10月まであつという間だと思います。実験をやる以上は、何らかの実績が得られて、次につながるようにする必要がありますが、その辺りのことが、今の実験内容では、見えてこないと思うのです。

田村：

利用調整地区への対応で多忙な時に、本当に社会実験ができるのでしょうか。しかも、上北山村のグラウンドでは、遠すぎると思います。利用者から必ずクレームが出ます。白川渡の駐車場がきれいに整備されて用意されていますね。そこでシャトルバスに乗り換えるとすれば可能でしょうが、今日も、川上村からはいらっしゃっていませんし、そういう話もされていないのだと思います。シャトルバスについては、利用調整地区が仕上がった後で取り組めばいいと思っていました。上北山村の意向も尋ねていないのではないかでしょうか。利用調整地区だけでも大変な時期にこんな話を持ち込んだら、村もひっくり返るのではないかでしょうか。最終目標はあくまでもマイカー規制ですが、無理することはないと思います。去年のようなキャンペーンについては、批判もありましたが、やらないよりはいいと思います。利用調整地区に必死で取り組んでいるところ

で、決してさぼっているわけではないのですから、そういう時期にこんなことができるのかなと思います。

西田：

社会実験とはいえ、車を規制してやるわけですから、大変だと思います。利用調整地区について環境省はよくがんばっておられると思いますが、こうした実験をやろうとすると、道路サイド、交通サイドとの調整が必要になってきます。交通サイドに対して、これから8月に話を持っていて、10月に実施するということでは、「えっ？」ということになるでしょう。一番肝心なのは、地元の村がこのことをどのように捉えて、考えておられるかということだと思います。

環境省：

村、警察、道路関係者とは、詳細な調整はしていませんが、全く調整していないわけではありません。必要なことについて、現在、調整中というところです。2年前にも、同様な話をしておりましたので、警察、道路関係者につきましては、地元の理解が得られれば可能であるという話になつておりまして、時期についても、ある程度調整がつけば、必ずしも無理ではないという回答を頂いています。一番肝心な村との調整に関しましては、課長さんに補足していただければと思いますが、一日二日くらいの社会実験であれば、駐車場を貸していただくことは可能であるというお答えをいただいている。ただ、1ヶ所だけでうまくいくものではありませんので、駐車場の台数の確保については、今後1~2週間で地元との調整を進めて、方向性を出したいと思っております。

上北山村・中崎：

3、4日前に、環境省から来ていただいて、村長との協議が持たれました。結論を申し上げますと、あくまでも社会実験ということであれば、学校行事に支障の無い限り、駐車場として利用していただくことは可能であるということです。その場合でも、まずは職員用の駐車場に停めていただき、そこからあふれた分については、グラウンドの外野の部分に停めてもらうようにしていただきたいということです。ただし、台数に限りがありますので、南から来る車については中学校に停めていただき結構ですが、吉野方面からの車については川上村さんのご協力を求めていただきたいと思います。ただし、中学校のすぐ側にトンネルがありまして、また、南から来ると右折する必要がありますので、交通事故が発生しやすい場所にあります。その点については、警察の方と十分に協力して進めていただきたいと考えています。

長嶋座長：

川上村の駐車場についても、今後の協議によっては、可能性が無いわけではないということなので、可能性があるのなら、社会実験をやる意義はあると思います。

近畿地方環境事務所長：

私どもも、出来るだけのことをやっていきたいということで、計画を立てまいりました。ただ、委員さんもおっしゃられましたように、一番の重要課題として利用調整地区に力を入れて進めてきたというのも事実です。しっかりと安心できるような形で、ここに社会実験の詳細な計画をお出しするためには、もっと早い段階から調整を進める必要があったと思います。2年前にも同様な計画を出しておりますので、実施計画の詳細についてイメージが出来ていないわけではないの

ですが、調整という点では、不十分なところもございます。今回、A案、B案という形で出させていただいたのも、自信の無さの表れでもあります。やはりこれは地元のご同意が無ければ出来ない分野でありますので、最大限の努力をした上で、十分な調整が得られず、かえって禍根を残すということであれば、今回は見合わせて、来年度の実施につなげるということで、ご理解をいただければ、一番ありがたいと思っております。

長嶋座長：

基本的にそのような形でよいと思いますが、仮にもし実施するとした場合には、いくつかの関係機関がありますので、そういった関係機関でワーキンググループのような組織をつくる必要があるかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

環境省：

マイカー規制に関しましては、以前にも一度、関係機関が集まりまして連絡会議を開いています。ある程度実施の目途が立った段階で、再度、連絡会議を開催したいと考えております。仮に、秋に実施するとすれば、出来るだけ早い段階で、8月末には開催したいと考えています。

長嶋座長：

社会実験をやることになった場合には、目的をしっかりと達成できような形で実施していただきたいと思います。マイカー規制というのは、長年の懸案事項ですし、やる以上は、しっかりと進めていただきたい。

田村：

マイカー規制が最終目標なのです。ですから中途半端な実験で、頓挫してしまうようではいけない。しかも、連絡会議が1回しか開かれていないというのは、反対があるから開かれていないわけで、そんな中で実験をして成果が上がらなければ、「マイカー規制なんて駄目だ」ということになると思います。何らかの成果が上がるような見通しの上でやらないと、やらない方がよいでしょう。今のような中学校のグラウンドを使う計画では、南から来る車の数はたかが知れているでしょう。白川渡を使うということになれば、川上村との交渉を一から始めないといけない。B案の交通規制など、出来るわけがないわけで、現実的にはA案しかないでしょう。そのときは、車で来る人に対して、任意に乗り換えを勧めるわけでしょう。それによって交通渋滞の原因にもなりますし、たいへんな人数がかかります。2月から調整を始めていれば可能かもしれません、後2ヶ月で条件が整うのでしょうか。マイカー規制は、後10年はかかると思っていましたから、整うのであればこんな嬉しいことはないですが、その辺りを踏まえて考えていただきたい。環境省がさぼってマイカー規制を棚上げにしているとは、誰も思っていません。もう少しお考えいただきたいと思います。

長嶋：

今のご指摘のように、社会実験については川上村との協議次第ということにする必要があります。川上村との協議が整った上で、利用者が満足を得られるような状況が無い限りは、社会実験は行わない、ということでおろしいでしょうか？（異議なし）ではそういうことにいたします。それでは、2つめの案件である利用調整地区について、ご意見をいただきたいと思います。

田村：

6ページの2-1. (2) の「立入り認定事務実施の体制検討」とあるのですが、午前中に配布された参考資料2に、立入り認定申請書のイメージが載っております。おそらくこれは、現在の特別保護地区に入る時の認定手続きに基づいた書類だと思うのですが、この書類を送られて、書き込めと言われたら、びっくりすると思います。桂離宮の申請などでも、こういうものは送っていないと思います。この様式でなければならないというのであれば、それは変えていただきたいし、もっと簡便な様式に変えていただきたいと思います。

環境省：

おっしゃる通り、この様式は、自然公園法の許認可の申請書を基に作成したもので、法律でこのように決まっているわけではありません。ただし、立ち入り者の人数、期間など、申請書に書くべき項目については、法律で定められていますので、それについてイメージとして示したものです。出来るだけ、利用者の便利の良いように変えたいと思いますが、法律で決められている項目については記載できるような仕組みにするということをご理解いただきたいと思います。

近畿地方環境事務所長：

この件については、決めるのがこちらではなくて、東京の本省サイドということになります。今日、こういうご意見があったということについては、しっかりとお伝えいたしますので、こちらだけでは決められないという点については、ご留意をいただきたいと思います。

村上：

利用調整地区の所に書かれていること、自然環境への影響であるとか、利用実態に関するモニタリングなどについては、森林生態系部会に投げるか、利用対策部会に投げるかという話ではなくて、利用調整地区というひとつの課題の中にあることですから、協議会の中からメンバーを選んで、ワーキングを立ち上げて、そこに任せるべきだと思います。それに対して、森林生態系部会から意見を言うと、そういう形の方がスムーズに進みます。森林生態系部会にかけて、利用対策部会にかけるのでは、二度手間になります。

田村：

協議会と部会とでは、組織原則が違います。それを一緒にしてしまうのは、違うのではないでしょうか。

村上：

実質的な組織にした方がよいと思います。

田村：

実質と言われますが、協議会は、様々な意見を持った30人、40人という人が集まったものです。そこに集まっている人は利益代表的な性格が強いわけです。協議会というのは、たくさんの人がありぞれの立場から意見を言うという点に意義があるので、それでよいのです。しかし、その中から4、5名のワーキングメンバーを選ぶことは難しいです。実際問題、選べないと思います。

村上：

6ページに書かれている項目について検討するわけですから、全てを利用対策部会で議論するのではなくて、各項目については、最適者を選んで協議した方がスムーズだと言っているわけです。

田村：

協議会メンバーの中には、千差万別の意見があって、極端な場合、対立意見さえあります。その中から4、5名を選ぶというのは、至難の業です。

近畿地方環境事務所長：

一般的にいって、利用調整地区の設置については、モニタリング事項も含めて、協議会の中でということになっています。ただし、大きな枠組みとして、自然再生推進計画というものがあって、その一つの課題として利用調整地区の話があります。評価委員会の役割は、自然再生推進計画の専門的な事項についてご助言をいただくということですから、モニタリングについても評価委員会の方で検討していただきたい、ということで整理させていただいております。ただ、先ほどご意見がありましたように、モニタリング項目の中のある項目は森林生態系部会、ある項目は利用対策部会ということになると、非常にややこしいので、評価委員会の中にモニタリング項目に関する独立したワーキングを立ち上げて、そこでできっちり議論できないかと考えております。基本的には、モニタリング項目については、評価委員会の中でご検討いただきたいと考えますが、より良い形で検討ができるようなワーキングというご提案であれば、そのような形で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

村上：

それでも結構です。ある程度、まとまった形で議論した方が良いと思います。

長嶋座長：

モニタリングの話は、利用調整地区にとって、大変重要な点です。それをうまくやっていくためには、今書かれているようなレベルでは、足りないと思います。評価項目をきめ細かく作り直して、とりわけ定性的な評価が可能となるようにすることが大切です。森林生態系部会の批判にも耐えられるような体系的な調査項目を作っていく必要がありますので、そのためのワーキングを立ち上げる必要があると思います。

村上：

6ページのモニタリング項目の2-1(2)、(3)、(4)については、協議会で検討すべきことだと思います。2-1(1)については森林生態系部会と利用対策部会で合同ワーキングを作ってやるわけでしょう。利用対策部会で検討すべき項目について、この頁には書かれていないのではないかですか。

田村：

ここに書かれている項目は、利用対策部会で扱うべきだと思います。協議会というのは、利益代表的な性格を持っているわけですから、そこでこういった問題を議論すると、極端な利益誘導になるということもあり得ます。

近畿地方環境事務所長：

2-1 (2)、(3)、(4)については、協議会事項であるというご指摘については、その通りですが、同時に自然再生推進計画の大きな枠組みの中にあることでもあります。必要な事項については、協議会にお諮りしますが、同時に利用対策部会に対しても、ご報告あるいはご相談する必要があります。項目に応じて協議会と利用対策部会の両方にご報告、ご相談しながら進めていきたいと考えています。

長嶋座長：

評価委員会ではテクニカルな面について協議する必要がありますし、協議会には、調整という役割があります。多少、重複があってもいいと思いますので、両方で議論する必要があります。

2-1 (2)、(3)、(4)についても、より良いものにしていく必要があります。指定認定機関については今の時代に合ったものにする必要がある、という議論が、この部会から出てもいいと思います。電子申請のシステムについては、本当は必須にする必要があると思いますので、指定認定機関に対して、そのためのサポートをするということも考えるべきだと思います。全国初の取り組みですから、その程度かと言われるようではいけないわけで、期待に応えていくことが必要です。

日比：

パーク＆シャトルバスライドについてですが、山の上に上がってからでは遅いわけで、いかに山の下でPRして、理解して上がってもらいうかということが重要です。今まででは、ホームページでのPRが中心だったと思いますが、それ以外のPRの方法についても考える必要があります。パンフレットなどのコンテンツも重要ですが、それをどこに置いて、どうやって読んでもらうのか、ということが重要です。そういう点について、私たち博物館も協力できることがあると思いますし、教育委員会の協力を得る可能性もありますので、PRのあり方については、工夫していただきたいと思います。

長嶋座長：

パンフレットの話は、実施を4月とすると今年度中にやらなければならない課題です。その時、色々な事項が確定した段階で作るのか、あるいは確定していない段階で、ある程度条件が変化してもよいように作っておいて、後で追加するのか、という問題もあります。また、利用調整地区の設定に関する基本的な理念や、自然再生推進計画の理念が見えるように、パンフレットを作る必要があります。早目にパンフレット案を作って、次回の利用対策部会に提出していただいて、議論できるようにしていただきたいと思います。

村上：

その場合、誰が原案を作成するかということが問題になります。事務局に任せるとではなくて、こちら側である程度骨子を決めて、提案するべきだと思います。

田村：

一般論としては、おっしゃる通りだと思いますが、現実問題として、審議会等の原案は事務局が作るもので、検討会、審議会というものは、それに対して意見を述べるものであって、提案権、決定権は無いわけです。組織原則からいって、それはおかしいと思います。

村上：

しかし実際に、環境省が全てを決めているわけではなくて、こういう場で意見を出し合って、その中で出来ることを環境省の名で決めているわけでしょう。

田村：

確かに利用対策部会の原案は我々が作りました。しかし形式的には環境省が作るべきものです。

長嶋座長：

具体的な日程を見ますと、8ページのように、ガイド制度についてのワーキングを行う必要もあります。今年度、2回程ワーキングを行うとすると、パンフレットに関するワーキングを別に開くのは、現実問題として難しいと思います。ですからパンフレット関係のワーキングも一緒にして、みなで知恵を出し合えるような体制をつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

田村：

ガイド制度に関するワーキングについては賛成です。ガイド認定について調べ始めていますが、現在、ガイドに関する組織が30くらいあって、それぞれが勝手にガイドを認定しています。そのせいで、あちこちで遭難事故が起こっています。こういったことを規制していくためには、県、村の条例しかないと思います。今、主に取り組まれているのは、各府県の条例ですから、やはりこの点については、奈良県にお願いしたいと思います。そういうことを、即刻始める必要があります。

環境省：

これまでのお話では、ガイド制度、モニタリング、PRのそれぞれについて、ワーキングが必要になってくるかと思いますが、ワーキングは本来、利用対策部会の議論を効率的に進めることができです。3種のワーキングを並行して進めるということになると、スケジュール的にもきつく、ワーキングだけで終わってしまうのではないかと思います。個別のワーキングに分けるのではなく、具体的な作業については、委員の先生方に個別に相談しながら、こちらで進めて、利用対策部会で一括して議論するという方法もあると思います。今年度の具体的な進め方については、長嶋座長とご相談させていただいて、最も良い方法を考えたいと思います。

長嶋：

次に、総合的な利用メニューの充実についてもご議論いただきたいと思います。質の高い利用を進めていくためには、大台ヶ原が一体どんな所なのかを知ってもらうための媒体が必要だと思います。現状ではあまりにも情報発信が少ないと思います。それに関しては、日比先生にもご協力いただいて、植物と動物に関するガイドブックを、ガイド研修用に作りました。ああいったものを、もっと一般の人にも知ってもらうことを、利用対策部会で考えてもいいのではないかでしょうか。また、作ったものを、どうやって利用調整地区の利用者に見てもらうか、ということを考えていく必要があります。のことと、先ほどの一般向けのパンフレットは、内容的にリンクしてきます。そういった点に取り組むことが、総合的な利用の充実のための条件整備になるのではないかでしょうか。ガイドブックは、まだ見ておられない委員もおられうのではしょうか。

環境省：

本日はガイドブックを持ってきておりませんが、昨年度3月の利用対策部会で一部お見せしたものです。

長嶋座長：

先日、上北山村の村史を見せていただいたのですが、そこにも大台ヶ原の歴史、文化というものが、色々と載っています。動物、植物に関するガイドブックを作りましたが、そういった歴史や文化、大台ヶ原と人との関わりなどについても、しっかりとまとめていく必要があるのではないかでしょうか。屋久島が世界遺産になったのも、そういった努力が評価されたという面があります。自然体験プログラムの実施については、森林生態系部会と協力しながら考えていく必要があると思います。また、川上村が実施しているプログラムなどもありますから、そういったものも含めて、多様なプログラムを行って、それを評価していくことが重要だと思います。総合的メニューといいながら、ガイド制度が主になっているので、あまり総合的ではないようと思えますが、その点は、いかがでしょうか。

田村：

総合的な利用のあり方の検討については6項目あったはずですが、その6項目が列記されていませんね。

環境省：

おっしゃった6項目については、2-1. (2) の中で、自然再生推進計画の一部として、検討していくものとして整理しています。ここでは、事例収集、資料収集や、ガイド推奨の仕組みの検討など、自然再生推進計画の中で位置づけられていない項目について、独立した項目として整理しています。

村上：

ガイドについては、何を教えるのかということが重要です。大台ヶ原の自然環境の特質とは何か、どういった点がセールスポイントなのか、などについて、森林生態系部会で検討する必要があります。そういうことをしっかり考えて、単なる山歩きにならないようにする必要があります。

近畿地方環境事務所長：

このことに関しましては、重層的に長い時間かけて取り組んでいくことだと考えております。お話をありました資料収集だけでも奥が深いですし、その他のことについても、今年中に全ての整理を行うというのではなく、その年ごとに重点課題を決めて、継続的に取り組んでいくことが必要です。その中で、段階ごとに必要な整理を行っていくことになると思います。そういった意味では、2-1. (1) にあげましたように、重点課題として、ガイド制の導入という点がありますので、まずは、ガイドに関する制度的な面について、ある程度急いで取り組む必要があります。そして、それと並行して、どういうことを教えるのか、どういうものを使って教えるのかということがあります、これもガイドに関してだけでなく、総合的な利用メニューの中で、重層的にずっと取り組んでいくべき課題であると思います。去年であれば、ビジターセンターの展示や案内板についてご検討いただきましたが、今年は、ガイド制度に関して重点化して取り組んでいく必要があると思っております。

長嶋座長：

ガイド制度については、全国の事例を集めて、なるべく早い段階で、上北山村の関係者にも提供しながら、進めていく必要がありますが、今、どのようなレベルで、事例が集まっているのでしょうか。

環境省：

事例につきましては、まだ、それ程集まっていないのですが、元々蓄積されているものもありますし、またホームページなどで、かなり詳細な内容が得られるものもあります。そういうたった集めやすいものから収集して、早い段階で整理していきたいと考えています。

長嶋座長：

事例については、単に収集するだけでなく、大台ヶ原の規模や特性に合わせて、この事例のこの部分が参考になるということを整理して提示していただきたいと思います。

ガイドについては、西大台、東大台や周辺も含めたガイド能力が問われると思いますし、また、これまで取り組んできた自然再生に関する実験やその成果について学んでもらうことも大切だと思います。そうしたことを含めたガイドの仕組みを作ることができれば、非常に発信力のあるユニークなガイド制度になると思います。そのことについては、森林生態系部会を含めて検討していきたいと思います。

日比：

まずは、ガイドの仕組みについて、システムチックな部分をしっかりと確立する、ということが重要だと思います。同時にそれぞれの専門家が関わりを持って、何を伝えていくかということについても、検討していく必要があります。ガイドブックという形で、これまでの成果が集約されているわけですが、今年度で終わりというわけではなくて、だんだんと充実させていくことも重要です。また、ビジターセンターにも、検索用のパソコンが入っていますが、内容があまり変わっていないので、利用者が自分で調べて学べるように、内容を充実させていただきたいと思います。同時にそれらの内容を紙媒体として残していくことも必要です。

西田：

当初から、大台ヶ原の自然を持続的に活用して、エコツーリズムに取り組んでいけないか、と言ってきましたが、そのためにも、ガイド制度やガイドマップなどの基盤整備を進めていただきたいと思います。

奈良県・阪口：

先ほど、ビジターセンターのパソコンのリニューアルについてお話をありがとうございましたが、そのパソコンが県で設置しているものか把握しておりませんが、県としても検討していきたいと思います。

近畿日本鉄道（株）・本間：

立入認定事務についてですが、認定機関の決定が2月ということで、それから具体的な体制を作るということですが、申請する立場としては、やはり電子申請を可能にしていただきたいと思いますし、申請の状況についてもリアルタイムで分かるような仕組みをしていただきたいです。また、申請書類についても、記入式だけでなく、インターネット上で選択肢を選ぶような仕組みを

作ったほうがよいと思います。もう一点気になったのは、申請と同時に手数料を納めるのですが、やはりそれは心理的に抵抗があるのでないでしょうか。申請の結果がある程度分かつた段階で、振り込む仕組みにするべきだと思います。また、もう一点は、大手の旅行エージェントが早い者勝ちで枠を押さえてしまうということが無いように、方式を確立していただけたらと思います。

吉野熊野観光開発（株）・仲川：

利用調整地区が来年から実施ということですが、大台ヶ原の利用者は、この2、3年の間、だんだん減ってきています。東大台も西大台も一日で回れますので、日帰りの利用者が多いため、大台ヶ原へは、出来ればバスで来ていただいて、山上で一泊して、西大台の良さを知って欲しいと思っています。また、混雑期を避けて、平日に来ていただけるということであれば、ありがたいと思います。マイカー規制についてですが、大台ヶ原で、車がどうにもならない状態になるのは、年に4、5日です。上北山村の駐車場から30キロの距離がありますので、バスもたくさん必要ですし、パーク＆バスライドというのは難しいのではないかと思います。今、「甲子園には公共交通で」といった宣伝をしていますが、大台ヶ原についても「シーズン中の土日には、公共交通でないと来れません」といった形で宣伝をしてもらうのが、一番良いのではないかと思います。とにかく、私どもの要望としては、大台ヶ原に来たら、日帰りではなく、泊まっていただきたいということが一番です。

大台町・寺添：

山の管理につきましては、財政がたいへん厳しいと思いますので、駐車料金を取るとか、あるいは有料道路にするなどして、管理費用に当てていくことが必要なのではないかと思います。私自身も、この地域については、元々、車を入れない方がいいと思っておりました。西大台に関して、利用を規制するということですので、旧宮川村の大杉谷のことについても合わせて考えていただきたいと思います。私どもの側では、林野庁の山が非常に多いので、林野庁とも横の連携を持つて進めていただきたいと思います。

上北山村・中崎：

今、仲川専務がお話になったことは、大台莊の経営に関してのことです。上北山村の立場としては、大台ヶ原と地域住民がどう関わりを持っていくかが最大の課題です。自然再生も勿論重要ですが、村としては村民の生活が一番大切です。大和上市から大台ヶ原まで、全てバスで往復するということになると、村の生活が大変になります。マイカー規制に関しては、村としては、簡単に首を縊るわけにはいきませんので、その点については、今後、ご相談していきたいと思います。また、村はたいへん気象の変化が激しい所です。当日になって、交通規制がかかるということも生じますので、利用調整地区の運営については、そういったことへの対処についても、議論していく必要があると思います。

長嶋座長：

利用調整地区については、実施に当つての課題が山積しています。それでも一步踏み出そうということですので、これらのご意見も踏まえながら進めていきたいと思います。

この部会としては、利用調整地区に関するモニタリングのデータをきっちりと取って、協議会等

の場で報告できる体制をつくることが大事ですので、しっかりと進めていただきたいということです。過去の調査では、初歩的な調査で終わっていますので、以前のレベルではなくて、より踏み込んだ評価ができるようにしていただきたいと思います。マイカー規制については、次年度以降の条件づくりに留意して、慎重に進めていただきたいと思います。また、総合的な利用メニューについては、今年度についてはガイドの充実を中心に進めていくということで、以上の3点について、ご努力をお願いしたいと思います。

田村：

北海道のきりぎし山では、現在、全面入山禁止になっていますが、その協議会には道警も参加しています。なぜかというと、道警がヘリコプターを飛ばして、不法入山や高山植物の盗採に対して、空から監視しているわけです。また、年に数回、協議会が参加者を募集して、学習登山会を開催していますが、そこに道警も参加して、下からの監視も行っています。西大台の巡視が論議されていますが、奈良県警にも協議会への参加を求めてはどうかと思います。我々、素人が腕章をして巡視しても、たかが知っていますから、そこはプロにお願いする必要があるのではないかでしょうか。きりぎし山の例は、日本ではパイオニア的な事例ですから、見習うべきだと思います。

長嶋：

時間がまいりましたので、今日の部会はこれで終わりにいたします。フロアの方から、何かご意見がありましたら、お願いいいたします。

傍聴席：

2ページに「山上駐車場混雑情報の提供」とありますが、これは実際にリアルタイムで情報提供をしたのでしょうか。また、できれば、秋だけではなく、夏やゴールデンウィークにも情報提供をしていただいて、大台の混雑状況を知ってもらうことも必要ではないかと思います。

宮前：

昨年の実験期間中にこの情報提供を実施したのですが、それ以降はやっていません。ホームページに情報提供について書いておりますが、すぐに削除しないと、誤解を招くおそれがあると考えております。山上からの情報を受けてホームページに載せますと、15分くらいの格差が出ますが、やろうと思えば、そのくらいの頻度で出来ますので、後は予算との関係になります。

長嶋：

夏に実施する予定はないのですか。

近畿地方環境事務所長：

あくまでも実験的に実施しているものですので、これを本格的にやるとすると、それは本当に環境省がやるべきことなのか、それを支えるシステムを全体としてどのように作っていくべきなのか、十分議論して、進めるべきだと思います。あくまで公共交通利用促進の一環として実施していることですので、続けていく場合には、それをどういった形で実施していくべきか議論する必要があると思います。今の時点では、夏に実施する予定はありません。

傍聴席：

マイカー規制についてですが、白川渡と上北山中学校が駐車場の候補ということでしたが、和佐又山の下にある広場が最も近いところにある土地だと思うのですが、どうして利用しないのでしょうか。また、環境省自身が、本当にマイカー規制を実施するという時に、駐車場をどこに持つていこうと考えておられるのでしょうか。ドライブウェイの途中に駐車場を設定する方法もあると思います。奈良交通の方が言われたように、駐車場が遠いと、バスを回すのがたいへんだと思います。その点については、どのようにお考えでしょうか。

近畿地方環境事務所長：

今考えている駐車場は、社会実験としてのものですから、新たに整備をするのではなくて、既に整備されている場所を候補としています。将来的な駐車場については、こうした実験をした上で、合意を得て決めていく必要がありますので、また、別の次元で総合的に議論していく必要があると考えております。

傍聴席：

こういうことは、なし崩しに進むことが多いので、敢えて質問させていただきました。どこに基地となる駐車場を設定するかということが、基本姿勢として無いと、やっでも駄目になってしまうのではないかでしょうか。

田村：

逆にお尋ねしたいのですが、なぜ村は、和佐又山が駄目だというのでしょうか。辻堂山案もありましたが、そこは特別保護地区に近すぎるという問題があります。遠すぎず、また近すぎもしないということでは、和佐又山が最適だと思うのですが、なぜ、上北山村は、和佐又山でいこうということにならないのでしょうか。

傍聴席：

村がどうしてそうお考えなのか、私には分かりません。村民が村からそういう話を聞く機会もありませんので、分からないです。

長嶋：

大事な話ですので、こういう機会に、みなが協力して進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。今日は長い時間、ありがとうございました。

■挨拶（環境省近畿地方環境事務所統括自然保護企画官）

予定終了の時刻を超過してしまい申し訳ございません。簡単にご挨拶申し上げます。本日は、非常に理想的なお話しをいろいろといただいたのですが、私たちは、やはり今ここに関わる皆さんの現実的な状況で、すり合わせられるところを探しながら、進めていきたいと思っております。今日もいろいろな課題をお伺いいたしました中で、これから吉野警察署、吉野道路事務所、上北山村、川上村に足しげく通いながら準備を進めていくのですが、その中でも予想通りにいかないこともあります。そういうときには決して無理をしないで、各委員の先生方もおっしゃられたように手堅くやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。本日は本当にありがとうございました。